

令和7年3月25日

令和7年公示第10号

鉱業法第141条の規定に基づく公示（令和7年2月分）

令和7年2月中に新たに行った鉱業法又は同法に基づく命令の規定による処分を、鉱業法第141条及び鉱業法施行規則第3条の規定により下記のとおり公示する。

九州経済産業局長



記

○鉱業出願関係

出願番号	出願地	鉱種名	出願人の氏名又は名称	処分年月日	処分内容	根拠条文
該当なし	—	—	—	—	—	—

○特定区域制度に基づく鉱業申請関係

申請番号	申請地	鉱種名	申請人の氏名又は名称	処分年月日	処分内容	根拠条文
該当なし	—	—	—	—	—	—

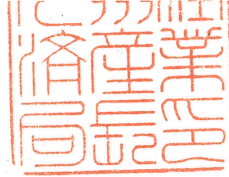
○租鉱権申請関係

申請番号	申請地	鉱種名	申請人の氏名又は名称	処分年月日	処分内容	根拠条文
該当なし	—	—	—	—	—	—

○鉱業権取消関係

鉱業権登録番号	鉱区所在地	鉱種名	鉱業権者の氏名又は名称	処分年月日	処分内容	根拠条文
該当なし	—	—	—	—	—	—





○試掘権存続期間延長申請関係

鉱業権登録番号	鉱区所在地	鉱種名	申請人の氏名又は名称	処分年月日	処分内容	根拠条文
大分県試掘権登録第7473号	大分県津久見市	銅鉱、鉄鉱、マンガン鉱、けい石	株式会社戸高鉱業社	令和7年2月18日	許可	鉱業法第18条第2項

○鉱業登録関係

鉱業権登録番号	鉱区所在地	鉱種名	鉱業権者の氏名又は名称	登録年月日	登録事項概要	根拠条文
鹿児島県試掘権登録第9348号	鹿児島県薩摩郡さつま町 鹿児島県伊佐市	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9349号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9350号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9351号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9352号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9353号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9354号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9355号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9356号	鹿児島県薩摩郡さつま町	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項
鹿児島県試掘権登録第9357号	鹿児島県薩摩郡さつま町 鹿児島県伊佐市	金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、 アンチモン鉱	Japan Gold株式会社	令和7年2月20日	新規登録	鉱業法第59条第1項